「2010年改定の要点と解説」正誤表

(2010年12月9日現在)

	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
日本				
日	5	科衛生実地指導料の注	以上	
調料診療報酬点数表の	6	酔欄の右 	OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン 1.8mg	IOA+歯科用シタネスト-オクタプレシン
11	10			
2~3 行目	11	歯科診療報酬点数表の歯 科疾患在宅療養管理料の 注	初回算定は 初診月および翌月内に 管理計 画書を提供したとき.	初回算定は管理計画書を提供したとき.
表中、2回目以降・提供 時期の※の2行目 歯科疾患管理料の解説の ②・歯科疾患管理料の解説の ②・歯科疾患管理料の解説 4 の1行目 歯科病患在宅療養管理料 の通知 (7) の3~6行 目	16	「改定の要点」 3 の(3)の 2~3 行目	2 は地域歯科診療支援病院歯科初診料の 施設基準に適合する病院などにおいて算	削る
34 図・歯科疾患管理料の算 最終列 初診月 歯科疾患管理料 月十回110点 歯科疾患管理料 初回110点 歯科疾患管理料 初回110点 歯科疾患管理料 初回110点 歯科疾患管理料 初回110点 歯科疾患在宅療養管理料 小高速 (作材・影響を行い、 歯科訪問診療を行い、 歯科訪問診療科を算定し、 歯科訪問診療科を算定し、 歯科訪問診療科を算定し、 歯科訪問診療科を算定し、 歯科誘問診療科を算定し、 一方の通知(7)の3~6行目 ・ 一方の引表等四歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患に指する疾患があると参与している患者であって、明に当該疾患に係る治療の治験学できる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33	表中, 2回目以降・提供 時期の※の2行目		_
10 1行目	34	図・歯科疾患管理料の算定のイメージ	最終列の初診月	初診月および翌月
59 圏科疾患在宅療養管理料の解説5の3行目	54	1の 1 行日		…歯科訪問診療 <u>料を算定し</u> , …
59 圏科疾患在宅療養管理料の解説5の3行目	58	歯科疾患在宅療養管理料 の通知(7)の3~6行 目	…ただし、無歯顎の患者であって、総義歯に係る管理を行っている患者については、軟膏等薬剤による治療が必要な口腔粘膜疾患等(「特掲診療料の施設基準等」の別表第四歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患に掲げる疾患を除く、)を有している患者であって、現に当該疾患に係る治療(有床義歯に係る治療を除く、)を行っている場合は算定できる。	削る
59 の解説の表中, 1 回目・提供時期の1~27日	59	函科疾患仕毛療養官埋料		…カルテに <u>要点を</u> 記載する.
の解説 6 の 1 ~ 2 行目 て管理している場合は対象とならないが、軟膏などの薬剤で口腔粘膜疾患などを治療している場合は算定できる 上顎骨折観血的手術 11.710点 下顎骨折観血的手術 11.710点 下顎骨折観血的手術 10.000点・14.700点 下顎骨折観血的手術 10.000点・19.110点 下顎骨折観血的手術 10.000点・14.700点 下顎骨折観血的手術 10.000点・19.110点 149 改定事例 6 の4/1の 4 行目 義管 B 義管 B 義管 B (調整方法・指導内容 略) 150 改定事例 6 の5/12の3行目 義管 B 義管 B (調整方法・指導内容 略) 150 改定事例 6 の7/3の 3 行目 義管 B 表管 B 表管 B 表管 C (調整方法・指導内容 略) 151 改定事例 6 の7/3の 3 行目 表管 B 表述 B 表管 B 表述	59	の解説の表中. 1回目・	…(歯周疾患に罹患する…	(歯周疾患に罹患 <u>してい</u> る…
Paragraphic Paragraphic	60	歯科疾患在宅療養管理料の解説6の1~2行目	て管理している場合は対象とならない が、軟膏などの薬剤で口腔粘膜疾患など	削る
150 改定事例 6 の5/12の3行目 義管B 義管B 義管B 義管B 義管B (調整方法・指導内容 略) 150 改定事例 6 の6/7の 3 行目 義管B 義管B 義管B 義管B (調整方法・指導内容 略) 表管C 調整方法・指導内容 略) 表管C 調整方法・指導内容 略) 表管C 3表管C 3表管C 3表管B 表管B 表言A	92			
150 改定事例 6 の 6 / 7 の 3 行目 義管B 義管B 義管B (調整方法・指導内容 略) 150 改定事例 6 の 7 / 3 の 3 行目 義管C 義管C (調整方法 略) 表管C (調整方法 略) 表管B (調整方法・指導内容 略) 表述 表述 表述 表述 表述 表述 表述 表	149	改定事例6の4/1の4行目	義管B	義管B <u>(調整方法·指導内容 略)</u>
150 改定事例 6 の7/3の 3 行目 義管C 義管C 3義管C 3義管C 3表管B 3表管B 3.522 250				
151~ 改定事例7の4/6の8行目, 義管B 義管B 義管B (調整方法・指導内容 略)				
152 5/6の 8 行目	-			
152 点数欄, 2行目の医療合計, 医療合計 3, 622 医療合計 3, 522 総合計点数の医療合計 総合計点数 医療合計 5, 137 総合計点数 医療合計 5, 037 153~ 改定事例8の4/23の14行 ************************************		5/6の8行目		
153〜 改定事例8の4/23の14行 154 目,5/1の1行目 義管B (調整方法・指導内容 略)		点数欄,2行目の医療合計, 総合計点数の医療合計	医療合計 3,622 総合計点数 医療合計 5,137	現行 250 → 改定 250 医療合計 3,522 総合計点数 医療合計 <u>5,037</u>
	153~ 154	改定事例8の4/23の14行 目, 5/1の1行目	義管B	義管B <u>(調整方法·指導内容 略)</u>

更新内容は保団連ホームページに掲載 http://hodanren.doc-net.or.jp/books/060221tensuu.html